

# 伝統産業危機克服緊急応援 事業費補助金について

令和3年7月6日

京都府商工労働観光部染織・工芸課

# 1 事業の目的

本補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている伝統産業事業者の雇用の維持・確保及び事業継続を強力に支援するため、当該事業者の新たな販路開拓に向けた商品開発を緊急に支援するものです。

# 令和3年7月7日（水）～8月6日（金）

- ・受付時間：平日午前9時～午後5時
- ・応募方法：持参又は郵送（提出期間内の消印有効）
- ・提出先：〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府商工労働観光部染織・工芸課

TEL：075-414-4869・4858

E-mail：[senshoku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:senshoku@pref.kyoto.lg.jp)

### 3 補助対象者①

次の各号に掲げる要件を全て満たす者から構成されるグループ（2者以上）が補助対象者となります。（「京もの指定工芸品」又は「京もの技術活用品」に係る製造事業者や卸売事業者に限ります。）

- ① 中小企業者であること。
- ② 京都府内に主たる拠点を有すること。
- ③ 以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者であること。
  - (ア) 産地組合等の組合員
    - (イ) 以下に掲げる者が役員となっている法人又は当該者である個人事業主
      - (a) 京もの認定工芸士
      - (b) 京の名工
    - (ウ) 産地組合等から推薦を受けた者

### 【注意事項】

- ☆ **1者では申請できません**。必ず異なる2者以上のグループを組んでいただく必要があります。
- ☆ グループ内の事業者は、**必ず交付申請を行う者（経費を使う者）**である必要があります。（交付申請を行わない者はグループに入ることができません。）
- ☆ **同一の事業者が、複数のグループに入ることはできません**。  
また、同時に実施予定の「危機克服緊急連携支援補助金」との重複申請もできません。
- ☆ 産地組合等については、グループの構成者となることはできません。

# 補助対象者が、外部協力者（注）と連携・協力して 行う新たな販路開拓に向けた商品開発事業

（注） 補助対象者と連携・協力して、事業目的の達成に取り組む、  
グループ外の事業者（例：販売事業者、ECサイト運営者、  
デザイナー、プロデューサー、その他異業種他社等）

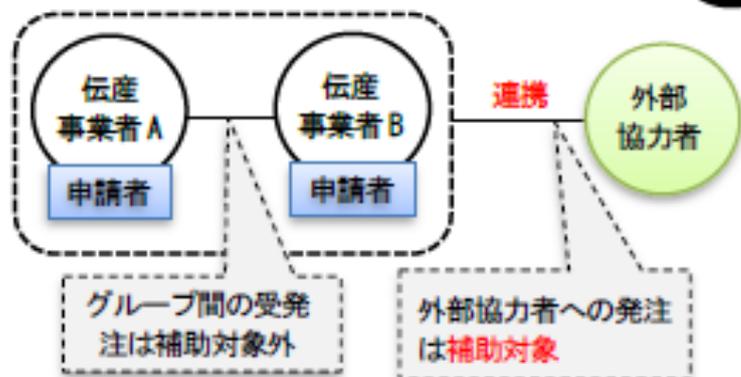
なお、本事業で開発した商品をテストマーケティングと  
して販売することは可能とします。

### 【注意事項】

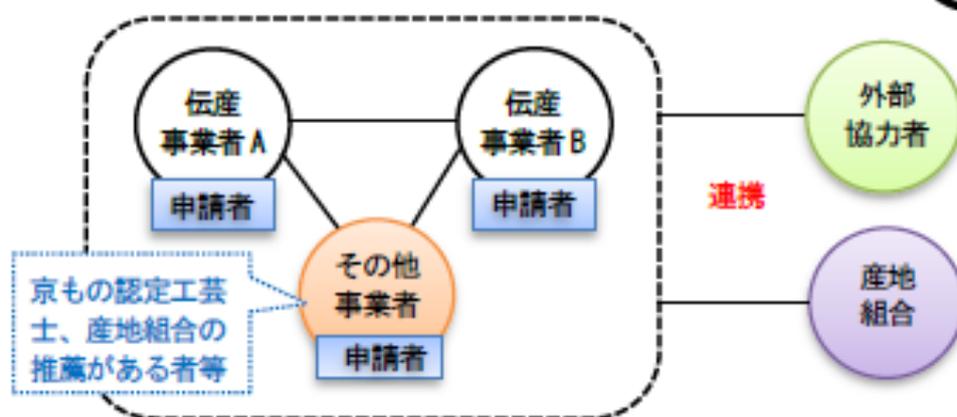
- ☆本補助金は、「新たなものづくりの取組」を対象とするものであり、在庫品や既存商品の販売等、新たな「ものづくり」を伴わない事業は、補助対象とはなりません。
- ☆外部協力者と連携しない単独事業は補助対象となりません。
- ☆外部協力者については、複数の者と連携可能です。
- ☆補助金申請を行わない事業者については、外部協力者の扱いとしてください。（産地組合等については、グループ内に入ることはできませんが、外部協力者としての事業参画は可能です。）

# <申請例>

対象例①



対象例②



対象外例①



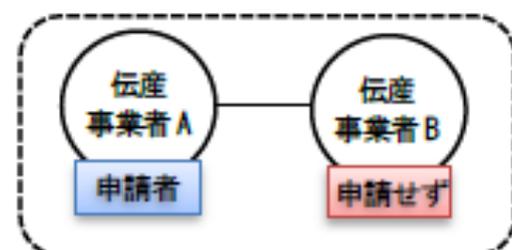
(1社のみの場合)

対象外例②



(外部協力者との連携が無い場合)

対象外例③



(グループ内に交付申請しない伝統産業事業者がいる場合)

## 7 補助率・補助限度額

	補助上限額	補助下限額	補助率
グループ（5者以上）の場合	5,000千円	2,400千円	4分の3以内
グループ（4者）の場合	3,600千円	1,800千円	
グループ（3者）の場合	2,400千円	1,200千円	
グループ（2者）の場合	1,400千円	600千円	

(※) 補助限度額は、グループ構成事業者の合計額となります。

(※) 1者ごとの補助限度額はございませんが、経費0は認められませんのでご注意ください。

## 8 補助対象経費①

### ○原材料費・消耗品費

事業遂行に必要な資材・部品・消耗品等の購入経費

### ○機器・備品等賃借料等

機械装置及び設備・備品のリース料・レンタル料等

### ○外注・委託費

デザイン料、プロデュース料、システム開発費、一部部品の製造委託等

### ○その他直接経費

会議費、広報費、通訳料・翻訳料、試験費、雑役務費等

## 9 補助対象経費②

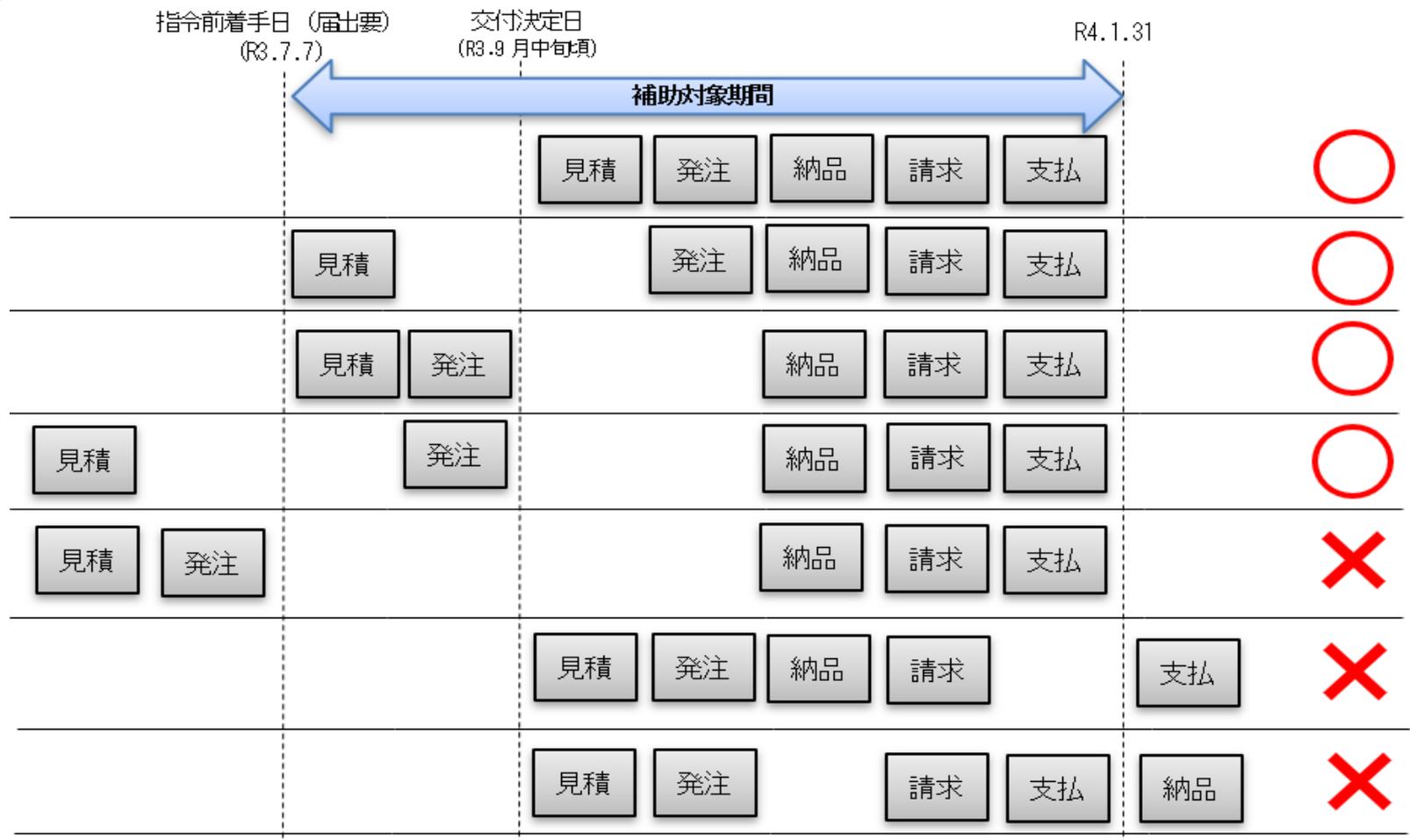
### 【注意事項】

- ☆ 補助対象期間内に発生・支払完了したものが対象となります。  
ただし、指令前着手届を提出された場合は、交付決定日以前の活動に要した経費についても対象となる場合があります。
- ☆ 補助対象経費の支払いにあたっては、銀行振込による支払いを原則とします。（銀行振込によることができない場合に限り、クレジットカード決済のみOKとします。）
- ☆ 外部協力者への発注は補助対象経費に含めることができますが、グループ内の事業者間の受発注は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ☆ 支払は、補助金の額の確定後の精算払とし、概算払は認めません。  
（グループ全体の事業が完了するまで補助金は支払われません。）

## 交付決定日 ~ 令和4年1月31日 (月)

※指令前着手届を提出された場合は、交付決定日以前の活動に要した経費についても、対象になる場合があります。

補助対象期間と補助対象範囲



# 11 提出書類（申請時）①

	提出書類	代表申請者	他申請者
作成書類	①交付申請書（第1号様式）	○	○
	②申請者の概要（第1号様式 別紙1）	○	○
	③事業計画書（第1号様式 別紙2）	○	
	④交付申請額内訳（第1号様式 別紙3）	○	○
	⑤参加事業者等一覧表（第1号様式 別紙4）	○	
	⑥指令前着手届（第2号様式） ※該当する場合のみ	△	△
	⑦口座振替依頼書（第6号様式）	○	○
添付資料	⑧納税証明書（京都府税に滞納がないことの証明書。発行後3ヶ月以内のもの。写し可）	○	○
	⑨直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書） ※個人事業主の場合は、直近1期分の確定申告書（第一表）の写しを提出してください。	○	○
	⑩産地組合推薦書	△	△

(※) 「○」は必ず提出する書類、「△」は必要に応じて提出する書類です。

(※) ⑨について、法人設立一期目で申告期限未到来の法人に限り、法人設立届（写）又は商業登記簿謄本（発行から3ヶ月以内のもの）で代用可です。また、個人事業主の開業一期目で申告期限未到来の場合は、開業届（写）で代用可です。

### 【注意事項】

- ☆ 提出書類は、グループの代表申請者となる事業者が一括して提出してください。
- ☆ 書類は全て片面A4サイズとし、提出部数は、正本1部とします。
- ☆ 提出された書類に不備があった場合は受付できませんので、不備のあった書類を補正の上、8月6日（金）午後5時までに再度提出してください。（なお、受領後の精査の結果、申請資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、ご注意ください。）

# 13 審査・採択

提出書類の確認の後、補助要件を満たしている取組について、以下採点基準に基づき評価の上、点数の高いものから順に、予算の範囲内において採択決定します。なお、評価にあたっては、外部審査員の意見を参考に評価する予定です。

## <採点基準>

評価事項	配点	採点（基準点）			
		非常に優れている	優れている	普通	不十分
①新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、グループで共同することによって、事業継続・売上回復に繋がる工夫を凝らした取組であること	40	40	30	20	10
②グループ内の各事業者における連携・役割分担が適当と認められること	20	20	15	10	5
③外部協力者と効果的に連携した取組であること	30	30	22	15	7
④取組を実現するために妥当な補助対象経費であること	10	10	8	5	2
計	100				

※採点については、基準点以外の採点となる場合もあります。

本補助金の要件等に該当しない事業者（グループ）については、別途募集中の「**危機克服緊急連携支援補助金**」をご活用いただける場合がございます。

詳細は、下記までお問い合わせください。

◆（公財）京都産業21 危機克服緊急連携支援補助金センター（TEL：075-315-1039）

多くの伝統産業事業者の皆さまからのご応募をお待ち申し上げます。